速度取締り指針

令和８年１月
岩国警察署

速度取締り重点路線

※　重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道２号	６：００ ～ ２０：００	錦見～立石地区	５０ｋｍ／ｈ
国道１８８号	６：００ ～ ２０：００	全区域	５０・６０ｋｍ／ｈ
県道岩国玖珂線	６：００ ～ ２０：００	柱野地区	６０ｋｍ／ｈ
市　道	７：００ ～ １８：００	室の木地区 （麻里布小・中学校区）	３０ｋｍ／ｈ

○　交通事故発生時の被害を軽減するため、市街地を走る国道２号、国道 188 号の全区域、県道岩国玖珂線の柱野地区において速度取締りを実施し、実勢速度を抑制する必要があります。

○　児童の登下校時間帯を中心に通学路等の安全を確保するため、速度抑制を目的とした速度取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和７年７月～12 月）

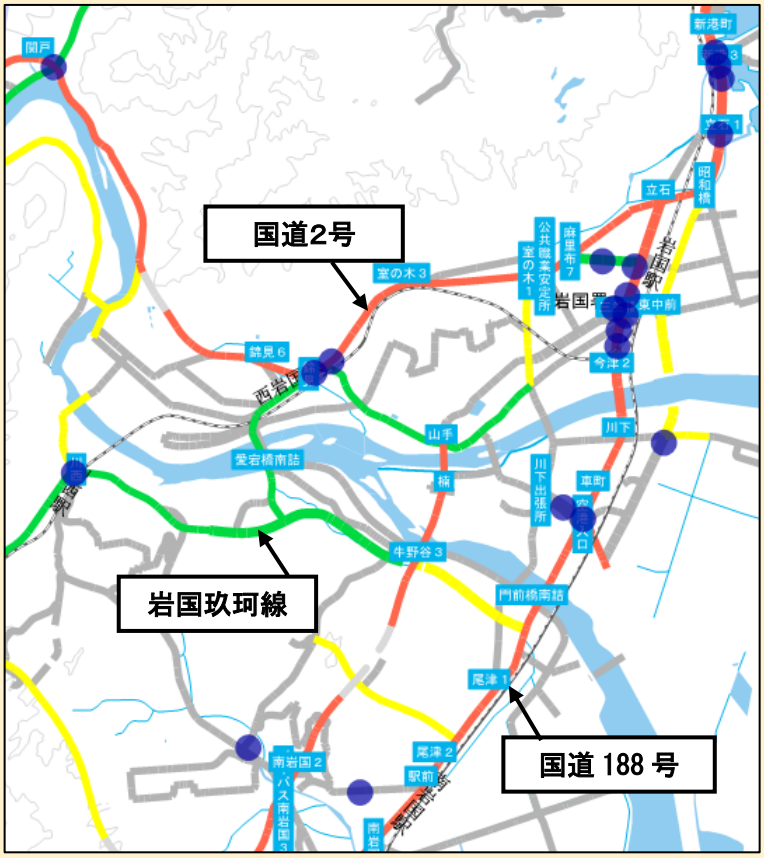

※●　：　交通事故多発エリア

○　令和７年下半期は上半期と比べ、交通事故発生件数が約 13%増加しました。

○　人身事故は、国道２号、国道 188 号及び県道岩国･玖珂線の柱野地区の交差点やその付近で多発しています。

○　引き続き、国道 188 号の全区域、国道２号の錦見～立石地区、県道岩国玖珂線において取締りを強化する必要があります。

【抽出条件】
- 交通事故：令和７年下半期（私道と駐車場を除く。）
- 交通事故多発エリア：半径 100m以内で６件以上の事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

○　主に出勤・帰宅時間帯に交通事故が多発していることから、同時間帯の取締りを強化します。

○　児童の登下校時の安全を確保するため、通学路等における取締りを強化します。